

| 発 言 者 | 発 言 内 容  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>定刻になりましたので、令和3年第13回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>では、本日の資料を確認します。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 藤川委員が欠席の14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>   |
| 議 長   | <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。2番 藤本委員、3番 竹田津委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではさっそく議事に入ります。</p> <p>議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。</p> <p>申請番号54番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字■■■■■■■■■■、地目が田、面積は330㎡です。渡人は、大分市の■■■■■■■■■■さんと■■■■■■■■■■さんです。持ち分が2分の1づつとなっています。受人は、安岐町吉松の■■■■■■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住のため管理できない。受人は、規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号55番 土地の所在は、武蔵町丸小野字■■■■■■■■■■、地目が田、面積は1,275㎡です。外に田が1筆、合計2筆、面積が2,809㎡です。渡人は、日出町の■■■■■■■■■■さん、受人は武蔵町丸小野の■■■■■■■■■■さんです。申請事由は、渡人は、市外在住のため管理できない。受人が、規模拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に申請番号56番 土地の所在は、国見町西方寺字■■■■■■■■■■、地目が畑、面積は124㎡です。渡人は、大分市の</p> |

事務局

■■■■さん、受人は国見町西方寺の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できない。受人が、当農地で耕作するためです。売買による所有権移転です。

次に申請番号57番です。土地の所在は、安岐町下原字■■■■■■■■■■、地目が畑、面積は531㎡です。渡人は、日出町の■■■■さん、受人は安岐町下原の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢のため管理できないためです。受人は、規模拡大のためです。売買による所有権移転です。

議長

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

それでは、議案第75号 申請番号54番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号54番については、全会一致で承認されました。次に申請番号55番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号55番については、全会一致で承認されました。次に申請番号56番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号56番については、全会一致で承認されました。次に申請番号57番について承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

申請番号57番については、全会一致で承認されました。次に議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>資料に基づき説明します。</p> <p>はじめに、資料の訂正をお願いします。地種を2種から1種へ、備考欄に始末書添付と記載をお願いします。</p> <p>申請番号7番 土地の所在は安岐町大添字 [REDACTED]</p> <p>[REDACTED] 地目は畑 面積は202㎡です。申請人は安岐町大添の [REDACTED] さんです。</p> <p>用途は農業用倉庫、駐車場、庭園です。申請事由は、古くなった農業用倉庫を改築し、他を駐車場、庭園用地として使用したいです。</p> <p>申請地は、北側と東側を宅地に、南側は里道を挟んで宅地と農地に、西側は里道を挟んで農地に囲まれた、農用地区域外農地で、概ね10ha以上の農地に接続しており、第1種農地と判断できます。計画は、農業用倉庫を、以前建っていた宅地部分に改築する予定ですが、一部が農地部分を使用します。</p> <p>理由につきましては、今後自宅を建て替える計画で、自宅の東側に大きい木があり、落ち葉が雨どいにつまるため、年に数回屋根に上がり取り除いていました。しかし、高齢になり今後は作業が難しくなるので、家自体を西側にずらして建てる計画です。そのため、農業用倉庫を以前あった場所より少し南側にずらして建てる必要があったためです。</p> <p>農業用倉庫の南側については、農業用機械等の駐車スペースとして使用する計画です。また、申請地は宅地に隣接しているため、以前より一部分を庭園用地として使用していました。こちらは、すでに砂利等を敷いているので始末書が提出されています。</p> |
| 議長   | <p>議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p>  |
| 徳丸委員 | <p>始末書で、誰もいない間に砂利を敷かれていたというのはおかしくないですか。</p>   |
| 岐部委員 | <p>この始末書は、誰がかいたのか。</p>  |
| 事務局  | <p>ご本人さんが書いてきたものを事務局でパソコンに打ったものです。内容は一切替えていません。字が汚いということでしたので。</p>  |
| 岐部委員 | <p>それはいいんですか。どんなへたくそな字でも謝罪する意を込</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 岐部委員 | めて書いて提出することが大事なんじゃないでしょうか。本人が書いて提出するというのが始末書だと思うんですが。  |
| 灘波委員 | これは、始末書の体をなしていない。事務局は提出されたものをもっと精査して始末書としてふさわしいものを書いてもらってください。   |
| 議 長  | <p>その他なにかございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第76号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第76号については、全会一致で承認されました。<br/>次に議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について資料に基づき説明します。</p> <p>申請番号14番 土地の所在は 国見町竹田津字 [REDACTED] [REDACTED]、地目は田、面積は259㎡です。渡人は東京都府中市の [REDACTED] さん、受人は国見町竹田津の [REDACTED] さんです。</p> <p>用途は駐車場用地です。計画は、表土を15cm取り除き、その上に砕石を10cm敷き、その上に鉾砕を10cm敷き詰める計画です。申請事由につきましては、現在車が3台あり、1台は隣人の空き地に停めさせてもらっている。来客者の駐車場もなく、今後子どもたちが免許を取得後、車の台数も増えるためです。</p> <p>申請地は、北側と南側を宅地に、西側は国道に、東側は公衆用道路を挟んで農地に囲まれた、10ha以上の集団性のある農地に接続しており、第1種農地と判断できます。</p> <p>こちらは、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものになります。売買による所有権移転です。</p> |

|            |  |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請についての説明が事務局よりありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第77号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第77号については、全会一致で承認されました。<br/>次に議案第78号 農用地利用集積計画について説明をお願いします。</p>                           |
| <p>事務局</p> | <p>議案第78号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定については、総数が36筆で39,644㎡、内訳は田が34筆、35,118㎡、畑が2筆、4,526㎡です。新規設定は15筆、18,853㎡、更新は21筆で20,791㎡です。</p> <p>詳細につきましては、資料の5～6ページをご確認ください。</p>   |
| <p>議 長</p> | <p>議案第78号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第78号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第78号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第79号 農用地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第79号 農用地利用配分計画について、資料に基づきご</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>説明申し上げます。</p> <p>配分計画は、総数が3筆、面積は4,404㎡です。内訳は全て田です。</p> <p>詳細につきましては、資料の8ページをご確認ください。</p>   |
| 議長  | <p>議案第79号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第79号 農用地利用配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第79号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第80号 農地法第5条事業計画変更申請について説明をお願いします。</p>   |
| 事務局 | <p>議案第80号 農地法第5条事業計画変更申請について資料に基づき説明申し上げます。資料は本日差し替えをさせていただきました分をご覧ください。</p> <p>申請番号3番、土地の所在は、国見町鬼籠字■■■■、地目は田、面積は10,000㎡のうち26㎡です。外に田が3筆、合計4筆、面積は29,385㎡のうち3,937.6㎡です。渡人は国見町竹田津の■■■■さん外3名、受人は国見町伊美の有限会社■■■■ 取締役社長■■■■さんです。転用目的は工事用仮設道路・駐車場・資材置場・現場事務所です。転用面積は、3,937.6㎡です。</p> <p>変更申請事由につきましては、県の公共工事の追加に伴い、仮設道路等を引き続き使用するため、一時転用の期間延長が必要となったためです。こちらの案件につきましては、令和2年7月28日に一時転用許可を受け、令和3年8月10日に1回目の期間延長の許可を受け、今回は2回目の期間延長申請となります。再度の追加工事で、県の建設工事請負契約書の写しが添付されています。今回の変更期間は、令和4年4月18日までです。</p> <p>別添の資料をご覧ください。申請地は竹田津干拓内にある農業</p> |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>公共投資の対象となっている農用地区域内農地で第1種農地と判断できます。期間延長の変更申請に伴い、土地所有者との間に、期間延長の土地賃貸借契約を結び、土地使用の同意を得ています。こちらは、工事完了までの期間、無償で貸し出す契約となっているため、期間延長による資金の追加等はありません。また、4筆の内、3筆は農業法人竹田津干拓と利用権設定を結んでおり、期間延長の同意を得ています。他1筆は、親子間の利用権設定でこちらも同意を得ています。また、申請地に隣接する土地の所有者の承諾も得ています。そして、期間延長の変更申請が必要になった理由として、建設工事請負契約書の写しが添付されています。</p> |
| 議長   | <p>議案第80号 農地法第5条事業計画変更申請について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第80号 農地法第5条事業計画変更申請について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第80号 農地法第5条事業計画変更申請について、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第81号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>議案第81号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号62番 農地の所在は国東町治郎丸字 [REDACTED] [REDACTED] 地目は田 面積は176㎡です。申請人は武蔵町内田の [REDACTED] さん、申請事由は、申請人の父親が平成6、7年頃に申請地に物置を建てており、現在に至っています。</p>   |
| 議長   | <p>議案第81号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p>   |
| 佐藤委員 | <p>今後この農地は誰かに売却する予定でもあるのか。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 事務局  | <p>申請人の父親が亡くなっており、申請人が今後居住すると聞いています。</p>   |
| 議長   | <p>他に、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第81号 農地法の規定による非農地証明書の交付について提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第81号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第82号 空き家に付随した農地の指定について、事務局より説明願います。</p>   |
| 事務局  | <p>議案第82号 空き家に付随した農地の指定について、説明申し上げます。</p> <p>申請番号8番 農地の所在は国東町大恩寺字 [REDACTED] 地目は畑 面積は1,790㎡です。外に田が4筆、畑が6筆、合計11筆、面積は15,629㎡です。申請人は東京都町田市の [REDACTED] さんです。所在等別添の資料でご確認ください。</p> <p>提案しておき申し訳ないのですが、この農地11筆のうち6筆の畑については、非農地を取り消して農地として指定をするということになっています。中には立派な森林になっている農地もありました。非農地については、非農地として法務局で手続きをしていただき、現状にあった地目に変えたうえで売買をしていただければと思うのですが、そのあたりもご協議をお願いします。</p> |
| 議長   | <p>議案第82号 空き家に付随した農地の指定について、説明がありました。ご質疑等ございませんか。</p>  |
| 佐藤委員 | <p>先程、事務局からの説明があった非農地を取消して農地として指定する件について、この方に限ったことではなく、移住者は近い内に空き家バンクを使い移住され農地として取得されるわけですが、実際そうなっても非農地を農地に戻して耕作することは非常に難しいと考えます。今回は仕方ないとしても次回からは、</p>   |



|      |  |
|------|--|
| 佐藤委員 | <p>非農地については、所有者の方に非農地として地目を変えていただき、そのうえで、売買なりをしていただく。空き家バンクに伴う農地の指定については指定しないという方向でやっていただくという方向がいいと思いますが、いかがでしょう。</p>  |
| 議長   | <p>他に質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第82号 空き家に付随した農地の指定について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第82号については、全会一致で承認されました。</p> <p>また、先程佐藤委員が提案された、今後、空き家バンクに伴う農地の指定について非農地認定された農地については、空き家バンクに伴う農地の指定は行わないということによいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>今後事務局は、そういった対応をお願いします。</p> <p>以上で議案は終わりです。</p> <p>次に報告事項をお願いします。</p> |
| 事務局  | <p>報告事項の説明をします。</p> <p>非農地の取消しについてです。</p> <p>7番、農地の所在は国見町西方寺字 [REDACTED] 地目は畑 面積は124㎡です。所有者は大分市の [REDACTED] さんです。この農地には果樹が作付されており、非農地として地目の変更ができなかったということで今回、農地として売却するためです。議案第75号申請番号56番協議いただいたものです。</p> <p>次に8番、農地の所在は、国東町大恩寺字 [REDACTED] 地目は畑 面積は1,790㎡です。外に畑が5筆、合計6筆の面積は、11,593㎡です。現状は山林ですが、空き家に付随した農地に指定し売却するためです。先ほどご協議いただいた分になります。</p>       |

|            |   |
|------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>報告事項の非農地の取消について説明がありましたが、ご質疑<br/>ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で報告事項を終わります。協議事項はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>では、連絡事項をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次回の総会は、令和4年1月11日(火)午後4時からこの2<br/>01会議室で行います。</p>   |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議 長 .....</p> <p>議事録署名委員 .....</p> <p>議事録署名委員 .....</p>                                       |